個別避難計画作成に係る情報共有に関する秘密保持協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と　法人（事業者）名○○○○○○

（以下「乙」という。）の間において、個別避難計画作成事業（以下「事業」という。）について共同で実施するに当たり、甲又は乙が相手方に開示する秘密情報の取扱いについて、以下のとおり秘密保持協定書（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、本事業の実施に当たり、必要な計画作成支援者への事前の情報共有に関する事項を定め、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに資することを目的とする。

（個別避難計画作成事業）

第２条　本協定における事業とは、名古屋市個別避難計画作成事業実施要綱第１条に規定する、平常時の円滑かつ着実な計画作成支援等及び災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を促進することにより、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とした取り組みをいう。

（秘密情報）

第３条　本協定における「秘密情報」とは、甲又は乙が相手方に開示し、かつ開示の際に秘密である旨を明示した情報をいう。ただし、開示を受けた当事者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。

(1) 開示を受けたときに既に保有していた情報

(2) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

(3) 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は作成した情報

(4) 開示を受けたときに既に公知であった情報

(5) 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

２　前項本文の情報のうち、甲が乙に秘密である旨を指定して開示する情報は別紙１に、また乙が甲に秘密である旨を指定して開示する情報は別紙２に記載するものとする。なお、別紙１及び別紙２は甲と乙とが協力し、常に最新の状態を保つべく適切に更新するものとする。

３　甲又は乙が口頭により相手方から開示を受けた情報については、改めて相手方から当該事項について記載した書面の交付を受けた場合に限り、相手方に対し本協定に規定する義務を負うものとする。

４　口頭、映像その他その性質上秘密である旨の表示が困難な形態又は媒体により開示、提供された情報については、開示者が相手方に対し、秘密である旨を開示時に伝達し、かつ、当該開示後14日以内に当該秘密情報を記載した書面を秘密である旨の表示をして交付することにより、秘密情報とみなされるものとする。

５　本事業の実施に当たり作成した情報の帰属は、甲と乙とが協議し決定することとし、帰属するものが開示した情報とみなす。

（秘密情報等の取扱い）

第４条　甲又は乙は、相手方から開示を受けた秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体もしくは物件（複写物及び複製物を含む。以下「秘密情報等」という。）の取扱いについて、次の各号に規定する事項を遵守するものとする。

(1) 乙は、秘密情報等の取扱いに関する管理規約を作成するとともに、情報取扱管理者を定め、甲から開示された秘密情報等を、善良なる管理者としての注意義務をもって厳重に保管、管理する。

(2) 秘密情報等は、本事業の目的以外には使用しないものとする。

(3) 秘密情報等を複製する場合には、本事業の目的の範囲内に限って行うものとし、

その複製物は、原本と同等の保管、管理をする。

(4) 乙は、甲が秘密情報等の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が秘密情報等の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

(5) 漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を乙から甲に書面をもって通知する。

(6) 乙は、秘密情報の管理について、取扱責任者を定め、第１号に規定する管理規約において取扱責任者の氏名及び連絡先を甲に通知する。

２　乙は、次項に規定する場合を除き、秘密情報等を第三者に開示する場合（委託を含む。）には、書面により甲の事前承諾を得なければならない。この場合、乙は、当該第三者との間で本協定と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとする。

３　乙は、法令に基づき秘密情報等の開示が義務づけられた場合には、事前に甲に通知し、開示につき可能な限り甲の指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第５条　乙の従業員もしくは元従業員は、秘密情報等を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

２　前項の規定は、事業の終了及び本協定の解除後においても同様とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第６条　乙は、本協定により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（返還義務等）

第７条　乙は、本協定に基づき甲から開示を受けた秘密情報を含む記録媒体、物件及びその複製物（以下「記録媒体等」という。）は、不要となった場合又は甲の請求がある場合には、直ちに甲に返還するものとする。

２　前項に規定する場合において、秘密情報が自己の記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報を消去するとともに、消去した旨（自己の記録媒体等に秘密情報が含まれていないときは、その旨）を甲に書面にて報告するものとする。

（関係法令等の遵守）

第８条　乙は、事業の業務を実施するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（機密情報の取扱いに関する特則）

第９条　乙は、事業の業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第１項第１号に規定する機密情報をいう。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（従事者への周知）

第10条　乙は、従業員のうち本事業に従事している者に対し、本事業に係る情報の守秘義務に関する事項及び目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（違反時の対応等）

第11条　乙の従業員もしくは元従業員又は第４条第２項の第三者が甲の秘密情報等を開示するなど本協定の条項に違反した場合には、乙は、甲が必要と認める措置を直ちに講じなければならない。

（協議事項）

第12条　本協定に定めのない事項について又は本協定に疑義が生じた場合は、協議の上解決する。

（協定解除）

第13条　事業の終了等により、本協定の目的が解消又は達成困難となった場合等には、甲又は乙もしくは双方の申し出により、甲乙協議の上、本協定を解除することができる。その場合、本協定書における有効期間満了の日は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第14条　本協定書の有効期間は、前条に規定する協定解除の申し出がないときは、協定締結の日から当該年度の末日までとする。本協定の有効期間満了の日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、有効期間満了の日から起算して１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（管轄）

第15条　本協定に関する紛争については名古屋地方（簡易）裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本協定締結の証として、本書を２通作成し、両者署名又は記名捺印の上、各自１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　甲　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号

　　　　　　　　　　　　名古屋市

　　　　　　　　　　　　代表者　名古屋市長　広沢　一郎　印

　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別紙１

開示情報一覧【甲が開示する情報】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 開示日 | 情報の件名・概要 | 提供媒体 | 使用目的／使用範囲 | 備考 |
| 本協定締結後、随時 | 「個別避難計画作成支援対象者名簿」及び関係書類 | 紙 | 計画作成支援等の実施／乙の従業員 |  |

別紙２

開示情報一覧【乙が開示する情報】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 開示日 | 情報の件名・概要 | 提供媒体 | 使用目的／使用範囲 | 備考 |
| 甲より開示後、随時 | 「個別避難計画関係書類の送付について」及び関係書類 | 紙 | 計画作成支援等の実施結果の報告／甲の職員及び本事業関係者 |  |
| 甲より開示後、随時 | 「個別避難計画作成支援経費交付申請書兼請求書」及び別紙 | 紙 | 計画作成支援等の実施結果の報告／甲の職員及び本事業関係者 |  |